北米自由貿易協定(NAFTA)の概要

平成29年1月 外 務 省

	経緯				
	47.44				
1989年 1月		1月	米加自由貿易協定発効		
1990年		6月	米墨首脳会談で、両国間の包括的な自由貿易協定が両国の利益になると の合意		
		9月	加、米墨交渉に参加すると発表		
	1991年	6月	第1回NAFTA閣僚レベル会議開催(作業グループ設置について合意)		
	1992年	8月	基本合意		
		12月	NAFTA正式署名		
	1993年	8月	環境及び労働に関する補完協定につき合意		
	1994年	1月	NAFTA, 環境及び労働に関する補完協定の発効		
	2008年	1月	NAFTAの関税撤廃スケジュールの終了		

第1章 目的

- ・商品・サービスの貿易障壁を撤廃し、国境を越えた移動を促進すること
- ・公正な競争条件を促進すること
- 投資機会を拡大すること
- ・知的財産権の十分かつ効果的な保護・執行を行うこと
- ・効果的な紛争解決手続を確立すること
- ・協定の拡大・強化のための三国間、地域間、多国間の枠組みを確立すること

第2章 一般定義

第3章 内国民待遇及び市場アクセス

・物品貿易に関し、原則として内国民待遇の付与を規定。

・大部分の北米産品の現行関税を協定発効後直ちに 撤廃。その他の品目も、5年又は10年の移行期間中に 段階的に撤廃。センシティブ品目については原則とし て15年間で撤廃。締約国の合意によって関税撤廃時 期の繰り上げが可能。

>		即時撤廃 (94年1月1日)	5年後撤廃 (98年1月1日)	10年後撤廃 (03年1月1日)	15年後撤廃 (08年1月1日)
	米国の 対メキシコ輸入	84%	8%	7%	1%
	メキシコの 対米国輸入	43%	18%	38%	1%
	メキシコの 対カナダ輸入	41%	19%	38%	1%
	カナダの 対メキシコ輸入	79%	8%	12%	1%

「NAFTAを読む」(JETRO)から作成

・関税の免除・還付も新規の導入を禁止し、締約国は、後に他の締約国に向けて輸出される商品等に関して支払われた関税の払い戻しや、支払うべき関税の免除又は減額を、米カナダ間では96年1月1日、メキシコと米・カナダ間では2001年1月1日に廃止。ただし、二重課税防止のため、輸入関税額と輸出先での関税額のどちらか少ない額の関税の払い戻しは認められる(したがって、メキシコのマキラドーラ制度の下における関税の免除等については、マキラドーラにおいて加工された製品が米国又はカナダに輸出される場合には、行うことができない。マキラドーラ制度とは、メキシコの工場が製品を生産し輸出することを前提として原材料・部品を輸入する場合、その原材料・部品に対するメキシコの輸入関税を免除する制度。)

第4章 原産地規則

- ・原産品と認定されるには、締約国で産出された材料・製品を用いて締約国で生産された場合のほか、部品原材料輸入時の関税分類が加工過程によって変更されること(関税分類の変更)、又は現地調達率が60%(取引価格方式)又は50%(純費用方式)以上であることが求められる。ただし、自動車・繊維については特殊ルール(下記)を適用。
- (ア)取引価格方式

現地調達比率=(財の取引価格・非北米産の原材料価格)/財の取引価格

(イ)純費用方式

現地調達比率=(財の純費用価格・非北米産の原材料価格)/財の純費用価格

- ・自動車分野については、現地調達比率の算定を純費用方式に限定し、現地調達比率を(a)15人乗り以下の自動車(例:乗用車,ライトトラック)等については、4年後に50%以上に、1998年以降は56%以上に、2002年以降は62.5%以上に、(b)16人乗り以上の自動車・同部品等については1998年以降は55%以上に、2002年以降は60%以上に引き上げる。
- ・<u>繊維</u>分野に関しては、NAFTAにおいて繊維製品が原産品と認められるためには、一部を除き糸又はファイバーの段階から原産品でなければならない。

第5章 税関手続

・①各締約国は、原産地証明書制度を確立すること、②各締約国は、税関を通じ、輸入品が原産地規則を満たしているかどうかについて検証 すること、③第4章及び本章等の解釈等に関する統一規則を確立すること、④原産地規則に関する作業部会の設置等を規定。

第6章 エネルギー

締約国は、各々の憲法を完全に遵守することを確認。

(その結果,メキシコの石油関連事業は,同国の憲法上,国家が独占権を有している。)。

第7章 農業

- 農業の市場アクセスに関しては、
- (ア)米·カナダ間では、米加FTAを踏襲する、
- (イ)米・メキシコ間では、農産物輸入の数量制限を採用又は維持せず、数量制限は関税割当枠の設定又は関税に置き換えられ発効15年後(2008年1月1日)までに、全ての関税を撤廃する、
- (ウ)カナダ・メキシコ間では、関税の引下げを推進するが、一部の数量制限を認める との内容につき規定。

第8章 緊急措置

第9章 貿易の技術的障害(TBT)

•TBT協定上の権利と義務を再確認することを規定。

第10章 政府調達

- ・適用される範囲
 - ・連邦政府機関:財・サービスに係る5万ドル以上の調達,建設サービスに係る650万ドル以上の調達
 - ・政府企業:財・サービスに係る25万ドル以上の調達,建設サービスに係る800万ドル以上の調達
 - •州政府機関:追加的協議
- •内国民待遇の付与、入札手続、苦情申立手続等を規定。

第11章 投資及び紛争処理

- 原則として、内国民待遇及び最恵国待遇等を付与することを規定。
- ・協定上の義務範囲を示す方式として、ネガティブ・リスト方式を採用。
- ・内国民待遇等 の規定の適用対象外として留保した措置に関し、自由化の程度を低下させない場合に限って修正できることを規定(いわゆる「ラチェット条項」)。
- ・国家と投資家の間の紛争解決手続を規定(ISDS条項)。締約国の協定違反により損害を受けた投資家は、当該国と交渉を行い、解決を見ない場合、国際仲裁に当該案件を付託することができる。

第12章 越境サービス取引

- ・原則として、内国民待遇又は最恵国待遇を付与することを規定し、そのうち有利な方を認めること等を規定。
- ・協定上の義務範囲を示す方式として、ネガティブ・リスト方式を採用。ラチェット条項あり。
- ・越境サービス提供を認める条件として,国内での駐在員事務所もしくは企業の設立,又は居住を義務づけてはならないことを規定。

第13章 電気通信

・その領域内や国境を越えて提供される電気通信網やサービス等へのアクセス及び利用ができるように、合理的で無差別的な条件で保証すること等を規定。

第14章 金融サービス

- ・原則として、内国民待遇及び最恵国待遇を付与すること等を規定。
- ・協定上の義務範囲を示す方式として、ネガティブ・リスト方式を採用。ラチェット条項あり。

第15章 競争政策

- 競争法のより効果的な執行を目的とした当局間の協力と調整の重要性について規定。
- ・独占企業の指定及び国営企業の設立・維持を承認した上で、協定上の義務に従った行動を国内の独占・国営企業に取らせること等を確保する義務について規定。
- 貿易と競争に関する作業部会を設置することを規定。

第16章 業務一時入国

・相互主義に基づき締約国間で一時入国を促進し,一時入国の透明性のある基準・手続の構築することの望ましさ,及び,国境の安全確保と 国内の労働力・生涯雇用の保護の必要性について規定し,これらに合致した措置を採用すること等を規定。

第17章 知的財産権

- ・各締約国は、一定の知的財産権に関連する国際条約を発効させることを規定。
- ・各締約国は、知的財産権保護、実施に関して内国民待遇を与えるが、知的財産権の濫用、反競争的な影響を防止するための措置を講じることは認めることを規定。
- ・コンピューター・プログラム、データベースも著作権保護の対象に含む。
- ・商標の保護については、商品に加え、サービスにも適用される。
- ・特許の保護期間については、出願日から少なくとも20年又は特許付与日から17年間とし、通常よりも遅延した場合には、特許保護期間を延 長することができると規定。
- ・地理的表示(GI)の保護を規定するも、先行商標の保護及び慣用的な用語と同一のGIの保護の不適用等も規定。
- ・権利侵害に対する防止、救済手段、訴訟手続など知的財産権の執行について規定。特に、各締約国は、商業的規模で行われる意図的な 商標の模造又は著作権の侵害の場合、刑事手続及び罰則を適用するよう規定されている。

第18章 法の執行

第19章 アンチダンピング(AD)税及び相殺関税(CVD)についての審査及び紛争解決

- ・締約国は、AD税及び相殺関税の国内法を適用する権利を保持。
- ・ある締約国がAD・CVD関連法を改正した場合、又はAD・CVD措置に関し最終決定を下した場合、二国間パネルの審査を請求できる。
- パネルの裁定に対して、当該締約国は異議を申し立てることが可能。

第20章 組織体制及び紛争解決手続

- ・協定の解釈・運用に係る紛争は,本協定の手続又はWTOの手続のいずれも選択可能。もっとも,一旦選択されると他のフォーラムには原則として移れない。
- ・(本協定の手続による場合) 紛争が発生した場合,まず当事国同士で協議を行い,合意に至らない場合には,三か国の閣僚級で構成される「自由貿易委員会」があっせん,調整,調停を行う。
- ・同委員会によっても解決に至らない場合は、当事国の要請で、専門家5名で構成されるパネルが設置される。当事国はパネルの最終裁定に従う義務があり、裁定不履行に対しては、利益の停止の措置が可能。

第21章 例外

第22章 最終条項

- 締約国は、本協定のいかなる修正又は追加につき、合意することができる。
- ・一の締約国は、他の締約国に書面で通知した後、6か月を経過した時点で、本協定から脱退することができる。この場合、本協定の効力は、 残存する締約国との間で引き続き存続する。

環境補完協定

・環境の保護・強化に関する協力、環境法の遵守・執行の向上等を目的とし、各締約国は、執行手続の広報等、記録保持や報告の要求等を 行い、環境法・規制を効果的に執行すること等について規定。(※)

労働補完協定

・労働条件・生活水準の改善, 労働法の遵守・効果的執行等を目的とし, 各締約国は, 労働原則促進(労働三権, 強制労働の禁止, 児童労働制限, 最低労働条件等)を行うことについて規定。(※)

※補完協定に関する紛争処理手続

- ・締約国がその国の環境法の効果的な実施や一定の労働基準の履行を恒常的に怠った場合に行われる。
- ・当事国間の協議,評議会による紛争処理手続,仲裁パネル手続と進む。パネルの裁定不履行に対しては,制裁金の賦課やNAFTAによる 利益供与の停止措置が可能である。